

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和6年1月16日（火）午前10時 委員会室

出席委員（8名）

（委員長）今 城 雅 子 （副委員長）塚 田 佳 充

安 達 卓 是 土 光 均 戸 田 隆 次 錦 織 陽 子

西 野 太 一 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【福祉保健部】塚田部長

[福祉政策課] 中本課長 久保福祉政策担当課長補佐

[障がい者支援課] 米田課長 橋本相談給付担当課長補佐 成相計画支援担当主任

[長寿社会課] 足立課長 柄川課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

荒松介護保険第二担当係長 深田介護保険第二担当係長

矢野高齢者福祉担当係長

[健康対策課] 渡部課長 金川課長補佐兼健康総務担当課長補佐

米田健康総務担当係長 椎田健康総務担当係長

[フレイル対策推進課] 頼田課長 井原課長補佐 石田担当課長補佐

小椋担当課長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長 松下調整官

傍 聴 者

稲田議員 岩崎議員 大下議員 奥岩議員 田村議員 津田議員 松田議員

森谷議員 吉岡議員 渡辺議員

報道関係者0人 一般1人

報告案件

- ・「第2期米子市食育推進計画」の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施について [福祉保健部]
- ・「第2期米子市自死対策計画」の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施について [福祉保健部]
- ・「米子市障がい者支援プラン2024」の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施について [福祉保健部]
- ・第9期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係るパブリックコメントの実施について [福祉保健部]

~~~~~

午前10時00分 開会

○今城委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、福祉保健部から4件の報告があります。初めに、第2期米子市食育推進計画の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施について、当局の説明を求めます。

渡部健康対策課長。

**○渡部健康対策課長** サイドブックス及びお手元の資料、第2期米子市食育推進計画の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施についてを御準備ください。サイドブックスのほうは、1ページ、紙の資料のほうは、裏表1枚物の1ページ目ということになります。

まず、1の概要ですが、今年度が第1期米子市食育推進計画の計画最終年度となっております。令和6年度に向けまして第2期計画の素案を作成しましたので、パブリックコメントを実施しようとするものでございます。

次に、2の実施方法でございます。（1）の実施期間については、1月18日から2月16日までの30日間でございます。（2）の意見を提出できる方につきましては、記載のとおりでございます。（3）の意見の提出方法については、所定用紙または任意の様式にて、郵送、ファクシミリ、持参、電子メール、電子申請のいずれかの方法によることといたしております。（4）の周知の方法ですが、記載の各所及び市ホームページでの閲覧によって行います。（5）の意見に対する回答につきましては、お寄せいただいた意見について、個別に回答はいたしません。市の考え方をホームページにて公表する予定でございます。

続きまして、3の第2期計画の概要について御説明をいたします。（1）の経過についてですが、食育基本法に規定される市町村食育推進計画として、平成31年度に第1期計画を策定し、市民一人一人が健全な食生活を実践し、健康で心豊かな生活を送ることを目指しまして食育の推進に取り組んできたところでございますが、今年度が計画最終年度となることから、第1期計画の評価、最新データ、アンケート結果などを基に、第2期計画素案を作成したところでございます。

次に、サイドブックスで2ページ、紙の資料では、裏面ということになります。（2）の計画の方向性ですが、食育基本法前文では、食育とは、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。市民一人一人が、食の大切さを認識し、生涯にわたって健康的な食生活を実践できる力を育むとともに、食を通じた人やまちとのつながりを深め、心身ともに充実した暮らしができるよう、国の第4次食育推進基本計画等の趣旨を踏まえまして、本市の食育推進の基本的な方向性を示したものでございます。

次に、（3）の主な施策の体系についてです。第1期計画においては、朝食やバランスのよい食事を取ることで、地産地消、食品ロス等に関する指標を設定いたしまして取組を進めてきましたが、目標を達成できなかったもの、できたものがそれぞれございました。第1期計画の評価や各種アンケート調査の結果も踏まえた主な課題といたしましては、若い世代で食事のバランスが崩れやすくなっており、それぞれのライフステージに応じた情報発信や周知啓発が必要となること。家族や友人と食卓を囲んで食事することは、マナーの習得や食の大切さを実感することができますが、割合が伸び悩んでおまして、広く周知啓発をする必要があること。豊かな食生活や食文化を継承するためには、地産地消や伝統的な食文化、食品ロス削減など、食を取り巻く環境への理解促進が不可欠であることなど

が上げられます。これらを踏まえまして、第1期計画の主な施策の体系として、健全な食生活を実践しながら、日々の食事をおいしく、楽しく食べるとともに、食を支える環境の持続や食文化の継承に資する食育の推進を図るため、心身の健康と社会・環境・文化の視点から2つの基本目標を設定しまして、食育の推進に取り組むことといたしております。

特に、基本目標の1、生涯を通じた、体と心の健康を支える食育の推進については、よりライフステージごとの取組を意識した構成といたしております、切れ目のない食育の推進を行うことといたしております。

次に、(4)計画の推進についてですが、第2期計画は令和6年度から10年度までの5年計画であり、毎年度、点検、評価を行い、市議会にも報告をいたしまして、施策の推進につなげていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

西野委員。

**○西野委員** ちょっと、4件のパブリックコメントについて、今日は委員会が開かれているんですけど、この4件とも、まず食育推進計画、これは平成31年にやっております、あと、自死対策計画、これも平成31年やっております、障がい者支援プランが、これが令和3年、あと介護、これも令和3年やっておりますけど、昨日、事務局さんに、パブリックコメント、返答の件数を調べていただきましたら、ゼロ件、ゼロ件、3番の障がい者支援のほうは1件、最後もゼロ件という返答でした。この数字、パブリックコメントの件数の少なさは、福祉保健部だけのことではないと思いますが、毎回毎回このパブリックコメントで市民の意見を集めますということに、ちょっと情熱が感じられないな、そう思います。このゼロ件というのは過去のことなので、この場で前回のことは言いませんが、今回同様のパブリックコメントをするに当たり、もちろんゼロ件や1桁の回答がないように工夫されるとは思いますが、前回のパブリックコメントしたときと何か違う手法で、告知または周知をお考えでしょうか。また、コメント件数、これの目標数値があればお聞かせください。

**○今城委員長** 渡部健康対策課長。

**○渡部健康対策課長** 第1期計画、食育計画につきましては、おっしゃるように、前回の5年前のパブリックコメントにつきましては、ゼロ件ということでもございました。パブリックコメントにつきましては、広く市民の皆さんから意見を収集して計画に反映するという目的がございます。計画の策定段階におきましては、それぞれ社会福祉審議会の審議であるとか、市民のアンケートの実施等によりまして、市民の方からの意見、状況等を把握はいたしておりますけども、御指摘のようにパブリックコメントにつきましては、広く意見を集める必要があると考えております。

今回ですけども、前回と変わった点といたしましては、パブリックコメントの申請を電子申請のほうでもできるようにしたというところが変わった部分でもございまして、それ以外については、市のホームページ、それからプレスリリース等を行いまして周知を行う予定といたしております。以上です。

**○今城委員長** 西野委員。

○**西野委員** ホームページと申しますけど、一般の方は、何か困ったことがない限り、あまりホームページって、市のホームページって見ないんですよ。例えば、各学校の例えば6年1組の児童30人ほど、この生徒にパブリックコメントの用紙を配付して親御さんに記入していただいたら、それだけで市内で300件以上のパブリックコメントが集まります。そういったこととか、その親御さんというのが40代付近の世代なんです。その世代っていうのは、子育て、親の老後のことなど、責任世代と言われているので、パブリックコメントを集めるにはちょうどいい世代だと思います。子どもたちから用紙を渡されて、米子市は今、何を取り組もうとしているのかということが把握でき、市政に興味を持ってくれると思います。先ほども言いましたけど、ホームページで募集しますって言われても、ホームページ見ないんですよ。

なので、本当に私が部長や課長だとしたら、期限まで1件もパブリックコメント集まっていなかったら、職員に1人に2件とかでもいいのでノルマ出すとか、市役所玄関に立って市民に意見伺うとかしますよ。前回ゼロ件だったということで、パブリックコメントを待っていても集まらないということは分かりましたので、市民の意見を伺いたいなら動いてください。行動に移してください。今後のパブリックコメントの件数が多く集まるのを期待し、要望とさせていただきます。

○**今城委員長** 西野委員、先ほど、これから行われます2件目、3件目、4件目の件についても先ほどは言及されましたけれども、それぞれの答えについても、今のときに答弁を求めますか。それとも、それぞれのときにもう一回でいいですか。

○**西野委員** いやいや、もう、今回で。

○**今城委員長** よろしいですか。分かりました。

ほかにございますか。

ごめんなさい、手が挙がっていますので。

塚田福祉保健部長。

○**塚田福祉保健部長** 先ほどパブリックコメントの御意見に対しまして、前回本当にゼロ件だったというところでは、今後も工夫していかないといけないというところで認識をしております。課長のほうからも答弁をいたしましたけれども、このたびは電子申請ということを加えております。あと、このたび4本の計画を御報告させていただいておりますけれども、委員の中には、市民の皆様様の御意見を頂戴するということでは、各方面の専門分野の方から委員さんになっていただいておりますことに加えまして、公募委員さんとか、各団体に出向きまして、御意見を頂戴いたしながら作成しているところがございますが、今後も広く市民の皆様様の御意見を頂戴するという点では、また工夫してまいりたいと考えております。

○**今城委員長** よろしいですか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 今の御説明の中で、2期計画については、例年、議会にも御報告しつつというふうにおっしゃったと思うんですけど、この1期のときってどうでしたでしょうかと思うんで、ちょっとの確認をさせていただきたいと思うんですけど。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 計画の議会への進捗の報告ということについてでございますけど

も、福祉保健部のほうでは、毎年、福祉保健部所管の計画につきまして、議会の委員会のほうで御報告をさせていただいております。本年度につきましては、昨年8月の閉会中の委員会のほうで御説明をさせていただいてるところでございますので、第2期計画が始まりまして、来年度以降につきましても同様の形で部の所管の計画をまとめて、委員会のほうで御報告をさせていただくという形を考えております。以上でございます。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。この1期計画と2期計画の大きく変わったところというところを私なりに見比べまして、今日を迎えたんですけれども、この基本計画というところの1と2が、1期計画、1と2の部分が、今回の2期計画では1つに合わさったような形になっているというふうに思います。体験型っていうか、その部分がなくなっている。でも内容を読むと、共に食すで教育であるとか、それぞれの調理の場を設けるとか、子ども食堂まで展開をして、共に食べる、そういったところまで内容は深まっているなと思うんですけど、3つの基本目標が2つになったところの背景を教えてくださいませんか。

**○今城委員長** 渡部健康対策課長。

**○渡部健康対策課長** 1期計画、2期計画の違いということで、基本目標が2つになったというお尋ねでございます。委員御説明いただいたように、1期計画につきましては、周知啓発の部分と、体験等の部分ということで分けておりましたけども、まず、食は全ての基本でありまして、健全な食生活を実践しながらおいしく食べるという意味におきまして、各種、食に関する周知啓発及び例えば学校等、地域の公民館等でのそういった体験の場ということについては、やっぱり一体というか、に取り組むべき内容ということで考えまして、基本目標の第1期計画の1つ目、2つ目の部分を1つに今回させていただいたという経過でございます。以上です。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私は中身は深化しているように思って読ませていただきましたが、やっぱり体験、共に食べる、共食という部分については、基本にしっかりと書き上げていかないといけないのではないかなというふうに思っています。具体的に書いてないからこそ、余計どうなのかなと思うんですけど、括弧の24ページですかね、計画案のページでいったら、20、21辺りになると思うんですけども、右のページの学童のところですが、地域におけるつながりの希薄化、価値観の多様化が進む中で、家庭において健全な食生活が実践されるよう、保護者への支援を行うことも必要ですというふうに書いてあるところが中段にあるんですけども、例えばここ、具体的にどのようなことをお考えなんでしょうか。保護者への支援ということがうたわれてはいるんだけど、具体的な計画、実践としては浮かび上がってきてないと思うんですね。なので、これは私の意見なんですけど、共に食べるということも含めて、地域の中でのそういった子ども食堂、地域食堂、体験活動というところも含めて、基本目標から離すべきではないんじゃないかなというふうに感じています。その理由の一つに、もう一つ、(30)ページ、この計画案でいくと26、27ページになると思うんですけど、ここもしっかり書いてありますので、今、課長がおっしゃった説明の理由は分からなくはないんですけど、どうなのでしょう、自分がパブリックコメントの中に提案していけばいいのかもしれませんが、これ私の意見として言わせていただきます。以上です。

○**今城委員長** ほかにはありませんか。

安達委員。

○**安達委員** すみません、紙、印刷物でページを言いますがいいでしょうか。11ページ、食品ロスというところの表題があると思うんですが、このページ、ちょっと関連するかなと思うんですが、自分が感じるままで言うんで、失礼に当たればそれは撤回しますが、男女別の区分で捉えようとしておられるんですが、自分が感じたときには、年齢別とかそういった取組っていうのをできないのかな、男女別で食品ロスの削減の取組っていう項目に向かおうとしておられるんですが、その辺の見解っていうのを教えていただけませんか。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 素案の11ページ、サイドブックでいきますと15ページということになりますけども、食品ロスの取組につきまして、今、男女別のこれは統計を載せさせていただいているところですけども、年代別の取組はできないかというところの御質問だったと思います。現在、私どもで、この今、出典、3年度の健康づくりに関するアンケートにつきましては男女別の数字しか持っておりませんので、これを載せさせていただいているところです。おっしゃる食品ロスにつきましても、どっちかという、年代によって傾向といいますか、そういったもので違いがあると思いますけども、ちょっとその辺は十分に把握、研究できてないところがございますので、そういったところも少し入れながら、研究しながらというふうにいきたいというふうに思っております。以上です。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** そういったことがこのページから読み取りたかったために、意見として上げました。

それと、ちょっとこだわりがあるんですが、自分自身のこだわりなんで、失礼になれば、またこれも気にするところですが、ここで賞味期限という言葉が、男女別のところでそれぞれありますが、我が家でも言い争いになるんですが、賞味期限と消費期限は何ぞやっていうことをいろいろ食品のパッケージを見ながら言うんですけれども、賞味期限に、国はこのように言われているだろうと思うんですが、消費期限というのはどのように取り組もうとされてるのか、ちょっとそこを教えていただければと思います。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 賞味期限と消費期限の取組ということの御質問だと思いますけども、賞味期限につきましては、御承知のように、そこまでおいしく食べれる期間ということで、賞味期限過ぎてでも食べることができる、消費期限は、そこまでに消費をしましようという期限だというふうに思います。現時点で賞味期限、消費期限を分けて何か特別に取組をするっていうことは考えておりませんが、目的は食品ロスを削減するということところが一番の目指すところがございますので、その賞味期限、消費期限ありますけども、そういった、例えば言葉の意味を正しく周知していくであるとか、そういったことのできることから取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** いきなり32ページに、紙、印刷物に行きますが、これが、第5章、目標を達成するための評価指標という表題で上げてあります。このことで何点か確認しながら聞きたいんですが、朝食を毎日食べる児童、生徒、20歳以上それぞれ3つに分けて、区分

してあるんですが、この取組というのを具体的に今度の計画ではどのように考えて取組もうとされてるのかな、この朝食だけを抜き出して食べる年齢層を分けておられますが、これはどのように取組をされようとしていますか。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 素案の32ページ、サイドブックス36ページでございます。朝食を毎日食べる人を増やすのを目標に対する取組というお尋ねだと思います。まず、基本目標のところでも少し御説明しましたように、やはり、今回、ライフステージごとの取組というところを分けて、切れ目のない推進をしていきたいということで考えております。そういった意味におきましては、児童、生徒におきましては、朝食を食べることの重要性、食生活を規則正しくするっていうようなところにつきましては、学校等における、給食等の場における教育、学習であるとか、または、家庭向けに対しては、学校からそれぞれ発出してますお便り等、そういったことでの周知の活動、そういったことが中心になってくるというふうに思っております。そして、二十歳以上につきましては、やはり、1期計画の取組の総括におきましても、若い世代の食生活がやはり乱れやすい傾向があるっていうことは分かっておりますので、そういった世代をターゲットにした周知啓発、やはりインターネット、SNSが自由に使える世代であろうと思っておりますので、そういったものの活用であるとか、そういったようなことでそれぞれ世代に分けながら、または全世代に対する周知、そういったものと組み合わせながらやっていこうというふうに考えております。以上です。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 全世代にというところがこの3つで分けてあって、客体として取り組みやすいのかなと思いつつ、二十歳以上の人たちを我々を含めて高齢の人たちの朝食というのは、どうしているのかな。どのような食事を取っておられるのかが、知る、何ていうんですか、客体がなかなか見えづらいのかなと思って、ちょっと質問させていただきました。できる限り、さっき課長が言われたように世代を超えてっていう、世代を含めたことを言っておられますので、ぜひやってもらいたいなと思います。

それと、最後のほうにあります、地産地消を知ってる人を増やすっていうところで、小5と中2に区分してありますけれども、これは、この取組を、このことについても、取組をどのように考えておられるのか教えていただきたいんです。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 地産地消の取組についてのお尋ねでございます。まず、児童につきましては、小5、小学校5年生をその目標のターゲット、対象といたしておりますけれども、地産地消については、給食等の学習の中で、小学校に入ってから習っていきますけれども、小学校5年生において地産地消の学習もする機会もあるということです、こういった形で設定しております。地産地消の取組、小学校、中学校も含めてですけども、やはり、まずは地元の食材を使った給食っていうのを学校で食べて、皆さん食べていますので、そういったところを中心にした、やはり取組、それから学校での学習における取組、それから、または各家庭に対するお便り等による周知、そういったところが中心になってくるというふうに考えております。以上です。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 最後になりたいと思いますが、年齢別で小学校、中学校の給食の機会があって分かるんですが、食事の在り方、内容、メニューも。一つ、資料からちょっと自分、十分な時間が持てなかったんですが、給食の残菜っていうのは、分かるもんですか。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 給食の残菜の量とかっていうことだと思いますけども、すみません、今ちょっと数字も持ち合わせておりませんけども、恐らく、学校給食の担当のほうで把握ができてるのではないかというふうに思いますので、ちょっとそこは確認をさせていただきたいというふうに思います。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 食育っていうと、やっぱり学童というか、学齢期の、思春期というんですか、小・中学校の給食っていうのを、そこdegっちりやっていくと、毎日食べるものでやっていくっていうのが一番入りやすいと思います。女性の場合は、あんまり關心なくても、例えば妊娠したときなんかには、やっぱり学ぶ、そういう食べ物について学ぶ、そういうことについて学ぶ機会もあるし、それから、子どもを産んだら子育ての中で、何がいいのかなっていうので、またそういう機会はあると思うんですけど、男性っていうのはなかなか産む性ではないために、ちょっと女性に比べると学ぶという機会がやっぱり少ないのかなっていうふうに思います。そういうことを考えるとやっぱり学校給食っていうのは非常に大事な、積み上げていく大事なものだというふうに私は考えてるんですけど、この紙のところで21ページが、具体的な取組って下に枠があります。そこに、栄養教諭等による食に関する指導っていうことで、この栄養教諭っていうのが、今、非常にこれの中心となる大事な人だというふうに思うんですが、今の栄養教諭っていうのは各学校にはおられないんですよということを、ちょっとまず聞きたいんですけども。

○**今城委員長** 米田健康対策課係長。

○**米田健康対策課健康総務担当係長** 学校給食のほうの栄養教諭の職員ですが、おっしゃられるとおり、各学校にはおりません。栄養教諭ではなく、学校栄養職員という形で、栄養士が在籍はしているんですけども、米子市内で学校栄養教諭というふうな役割でおる職員は数名というふうになっております。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** それで、この食育で非常に大事だ、生涯にわたる食育で大事だというところで考えると、この栄養教諭っていうのは、私はとても大事だというふうに思うんですけど、こういった数校に1人とか、そういうことではなくって、栄養教諭を増やすだとか、そういうことがちょっとここには書いてないので、これからのものには、ぜひ入れてほしいなというふうに思っています。

ちょっとそれに対する考え方も聞きたいですし、それからついでにですけども、この食育推進計画つくられるときに、国だとか県だとかっていう、参考にしてつくっておられて、部内でいろいろ検討、研究されてると思うんですけど、こういう資料を出すときには、大体、何ていうかな、こういう方に聞きましたとか、何とか協会とか、食育協会だとか、そういうものが、実際にはされてると思うので、できればそういうもの、これに出すに関しての参考の聞き取りを行ったことなどを大体記してもらいたいと思うんですけど、そのことについての考え方を、2つお聞きしたいと思います。



○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** まず、栄養教諭の配置に関するお尋ねでございます。本日、教育委員会のほうの職員、こちらのほうに出席をいたしておりませんので、その配置をどうするって話については、ちょっと私のほうからはお答えは差し控えさせていただきたいと思えますけども、おっしゃるように、やっぱり小学校、中学校の段階でそういった給食を中心に食育をしていくことの重要性は、私どもも十分認識をいたしておるところですので、そういったところが充実をしていくようにということで進めていきたいというふうに考えております。

それから、計画策定の中でのヒアリングとか聞き取りの関係機関の名前というところがありますけども、今、そういったヒアリング、聞き取り先のところをまとめて記載をするっていうところはいたしておりませんが、委員おっしゃいますように、例えばこちらのところで行きますと、栄養教諭の皆さんであるとか、そういったところの御意見、聞き取り等も行いながら計画のほうに落とし込んでいっているという状況でございますので、ちょっと、いろんなところから聞き取っている中で、そこを全部、今まとめて掲載をしていくってことまでは考えておりませんが、いろんな関係先の御意見等を踏まえながらつくった素案だということ御理解いただければと思います。以上です。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 私、今日これが、この説明があるときに、健康対策課もそうなんですけど、学校教育課が出てほしかったなというふうに、当然、これをつくるに当たっては一緒に、計画策定の中では意見を聞いたりとかされてると思うので、こういう場に出てきてほしかったなというふうに、これは今後についての要望なんですけど、要望しておきます。以上です。

○**今城委員長** ほかにございますか。

戸田委員。

○**戸田委員** 最後にしようかなと思ったんですけど、西野委員さん等も発言があったんですが、この問題について、個別に第1期計画の検証分析をされて、個別に反映しとるとはうかがえます。しかしながら、総括が見えてこない。総括は、部内の中、庁内の中で検討、検証されたんですか。そうされた結果であれば、ここの委員会に私は示唆すべきだと思います。その辺のところ、部長、どう考えておられますか。

○**今城委員長** 塚田福祉保健部長。

○**塚田福祉保健部長** こちらの今の総括につきましても、策定に当たりまして、課内、部内でも協議をいたしまして、それで、最終的には社会福祉審議会のほうでも御意見を、審議会の中でこの計画の素案というところも御報告させていただきまして、そこで御意見も頂戴いたしまして策定に向かったところでございます。そういったところの総括的な部分というところが、記載が少なかったというところの状況ですけれども、一つ一つについては、評価と課題というところでは表記をしたところではございますけれども。以上でございます。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私が申し上げるのは、計画の趣旨に第1期計画の検証分析、多少触れておられるんです。しかしながら、別紙で、やはり第1期計画の総括に当たって、総括の内容

を私はきちんとこの委員会に示唆すべきだったでないかな、私そう思いますよ。総括があって、その検証分析結果を個別に反映していくんだという、それが第2期計画だと私は理解しておるんですけども、また、その辺がちょっと乏しいな、これは指摘しておきたいと思います。

もう一つが、先ほど部長が西野委員さんの答弁にあったように、これから創意工夫をしていくという内容でしたけれども、私は、市民にもっと分かりやすく御提示をするべきだと思いますよ。例えば、イラスト化をするだとか、ダイジェスト版を作って別紙に備えていくんだというような仕方とか、やはりその創意工夫の足跡が見えない。そういうふうな、ただ単に市民に供して、それでパブリックをいただいたというようなその形態が私はずっと続いておるんじゃないかと思えますよ。やはりどっかで立ち止まって、やり方、供し方、市民などへの接し方、情報の提供の在り方、やはりそういうところをもっと庁内の中で十分に検討をした上で、パブリックコメントに私は供していく必要があるんじゃないかなと思えます。その辺のところ乏しい。その辺のところ、部長、改めて見解を伺っておきたいと思えます。

○**今城委員長** 塚田福祉保健部長。

○**塚田福祉保健部長** 御指摘をいただきましたとおり、計画の示し方ということに対しては、分かりやすくと、市民の方に、作成して終わりってということではございませんので、これを基に、本市も事業を実施し、市民の皆様と共に取り組んでいくところでございますので、やはりそういったところでは、より分かりやすい示し方というところを部の中でもまた検討していきたいと考えております。

○**戸田委員** 終わります。

○**今城委員長** ほかにございますか。

土光委員。

○**土光委員** まず、パブコメに関してですが、なかなか件数は少ない。多分担当課としても、市民に周知の方法、なかなかないんじゃないかというところだと思うんですが、先ほど西野委員が、特にこの食育関係に関しては、学校を通して、やっぱり小・中学校の子どもを持っている親というのは、食育っていうのは非常に身近な問題だし、だから学校を通して、パブコメをやっていますよというお知らせ、そんなのは、そういう提案があったんです。私は非常にいいアイデアだし、実行可能かなと思うんですけど、今日、4件あって、4件ともということではなくて、特に食育関係は、実際そういうことをやられたらいかがですかと、今回というか、どうでしょうか。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 食育推進計画のパブリックコメントの実施方法に関しまして、学校等でのお知らせをという御提案でございました。パブリックコメントはあさってから実施する予定にはしておりますけども、今いただいた御意見を踏まえまして、検討のほうをさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 実施に向けての検討と取っていいですか。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 実施も含めてということで、実施の可能性を含めてということです。

ので、検討したいというふうに思っております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 僕は、今日4件報告案件があって、そのうち一つしかやってないですけど、基本的には、パブコメに関しては同じようなやり方をしますよということで、ほかの3件とも関連がありますが、ちょっとここでお聞きしたいと思います。一つは、そのパブコメの期間は全部一緒に、これは、障がい者支援プランの文章を見ると、これパブコメの結果を3月中に取りまとめてホームページで公表すると書いています。それ以外は特にこの記述がないのですが、この辺は、ほかの3つの案件についても3月中に取りまとめてホームページで公表するという予定だと理解していいですか。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 年度内、3月中に取りまとめて、ホームページのほうで御公表をする予定といたしております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから、この結果に関して、市議会への報告というか、これ多分、こういう結果だったという報告はあると思うのですが、特に記載としてはそれはないですけど、当然、パブコメの結果って担当、米子市としての見解、そういったものは、市議会にも報告をされるものと思っております。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** パブリックコメントのほうの実施方法のところで、(5)御意見に対する回答のところ載せておりますけども、基本的にはホームページのほうに、あった御意見と回答を掲載させていただく形を考えております。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから聞いているのは、そういったことを市議会の委員会でもそういった、こういう結果だったというのは、委員会で改めてきちんと報告はいただけると思っております。

○**今城委員長** それはね、全てにおいてっていうことをおっしゃっているんですね。今回4件報告された案件に関して、パブリックコメントが成案となった場合に、全てを委員会で報告しますかということをおっしゃっているんですね。

○**土光委員** はい。

○**今城委員長** そうすると、個々のっていうことになるのか、部長なのか、どうですか。回答、答弁は。

○**今城委員長** 中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** すみません。全体ということで、福祉政策課のほうから答弁させていただきます。福祉保健部の計画一連に関しましてでございますけれども、議会に対しましては、まずもってパブリックコメントを行うという段階で、素案を提示させていただきまして、議員の皆様、市民の皆様からパブリックコメントを提供いただきまして、その後、パブコメの質問がありましたら回答をホームページに掲載させてもらいまして、最終的にそういうものを踏まえまして、修正すべきところは修正して、最終的な計画を市長決裁をして、ホームページに掲載するという流れになりますから、先ほどの土光委員の質問に対しましては、この後もう一回議会で報告しますかということに関しましては、しないとい

うこととなります。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** というと、パブコメの結果から市の見解を含めてホームページには公表されるので、議員に関しても委員会では改めてそれは報告はしないので、各自ホームページを見て下さいということなんでしょうか。

○**今城委員長** 中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** 結果的には、そういう形になるということになります。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** これ、委員長への要望ですが、どういうパブコメがあったか、それに対して市の見解はどうか。これはホームページで公表される。パブコメの市民からの意見とか、それに対する市の見解とかに関して、やはりそれなりに、委員会としてもそれが妥当かどうかというのは、私は委員会でやり取りする場があってもいいと思うんですが、そういう場を私は委員会として設けるようにしていただきたいということを、委員長に要望します。

○**今城委員長** 日程的な問題もあると思いますので、協議をさせていただきたいと思いますが、必ずそれができるかどうかということは、現段階ではお約束できませんので、後々また御回答させていただきたいと思います。よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** だから要望です。今すぐするというふうな回答は求めていません。要望として捉えてください。

○**今城委員長** はい。

○**土光委員** それから、市議会への報告に関して、この4件の説明を見ると、この食育関係と、あと2番目は、何だ、自死対策計画か、それに関しては、記述として、各年度点検評価を行い、検証結果を市議会へ報告するということをするというふうに。報告案件の番号で言いますね。1番、2番はそういう記述があります。3番、4番に関しては、障がい者支援プランと高齢者福祉、これは特にその記述はないのですが、これは、こういった検証結果を市議会へ報告というのが1と2に関してだけというふうに理解していいんですか。

○**今城委員長** 中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** 先ほど健康対策課長から話がありましたけれども、福祉保健部の計画に関しましては、毎年8月ぐらいになるかと思いますが、閉会中の委員会を開催させていただきまして、そこで丁寧に御説明させていただきまして、皆様方からの御意見を頂戴したいと思っております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** だからこの4件に関して、各年度で点検評価を行い、検証結果を市議会へ報告、記載は全部見なかったんですけど、そういうふうにするというふうに理解してよろしいでしょうか。

○**今城委員長** 中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** おっしゃるとおりでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** あと、この素案、パブコメにかける素案、これ、誰がつくったのか、どういう経緯でつくったのかということに関してですが、この資料を見ると、番号で言いますね、

報告案件の。3番、4番に関しては、策定委員会で審議して、そこで素案をまとめたというふうに取り取れます。1番、2番、食育と自死対策に関しては、先ほど社会福祉審議会でも意見を聞いて取りまとめたという言い方をされたのですが、最終的に取りまとめたのは担当課なのか、社会福祉審議会が素案としてまとめたのか、その辺のところを説明ください。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 食育推進計画と自死対策計画につきましては、専門の策定委員会を組織しておりませんので、社会福祉審議会、様々な福祉分野等の経験者で構成をされます社会福祉審議会のほうで、御審議をいただいたところです。その計画、専門の策定委員会ということではございませんので、そこで御意見をいただきながら修正を行いまして、素案を取りまとめたのは私ども健康対策課ということになります。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。

それから、あと議会というか委員会、議員の意見の聞き方なんですけど、例えば今日素案が出て、今日の報告案件でいうと、パブコメをやりますよというそういう報告をするということなんで、私は中身までは、例えば今日この場がそれぞれの素案に関して各委員の意見を聞く場になるのかどうかよく分からなくて、報告案件見るとパブコメを実施しますという事務的な手続の報告だというふうに思ったんで、ちょっとそれが曖昧だったんです。担当課としては、議会というか、委員会と言ってもいいと思うんです、その意見はどういう場で聞くというふうなお考えですか。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 計画の素案に対する議会の委員会の意見ということでございます。まずは、本日パブリックコメント実施しますということで、その内容と素案のほうをつけさせていただきまして御報告をさせていただきましたところですので、様々な、本日この場で御意見をいただくということと、あさってからパブリックコメントを実施いたしますので、そちらのほうで御意見をいただきたいというふうに考えております。以上です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、議員もパブコメで意見を言ってください、そういう言える場が一つはパブコメ。これは議員も含むという考え方ですね。それから、今日の委員会ですが、今日の委員会でこういった資料も出て、この素案の中身に関して意見を聞くということは、私はあってもいいと思うんですが、この今日の式次第と報告案件だけ見ると、実施についてという事務的なことの報告のように捉えてしまって、中身に対して意見を聞く云々はよく分からなかった。だから、今の答弁では、今日のこの場で意見を聞くということも担当課は考えていたということなので、だからこれは、事前の委員会の開催の案内で、この中身に関しての意見も聞くということが分かるような案内をやってほしかったというふうに思っています。委員長、その辺どうですか。

○**今城委員長** この報告案件に対するどのような内容ですかということ、当局から示されるものですから、こちらのほうには当局から示されたものを皆様にお知らせすることになっております。

土光委員。

**○土光委員** もちろん当局の意向として示されている、当局としては中身についての意見も聞く場という位置づけがあったと思うんですよ。この文章にはそれは表れてないし、それから委員会はいくまでも委員長、委員会が主催するものですから、当局はこういうことを報告したい、こうしたいよということに関して、そして、じゃあ委員会で何を審議しよう、どういうことにしようというのは、これ委員会が決めることなので、その辺のことを含めて、もしこの場が中身に関して委員の意見を聞く場というふうに位置づけるんだったら、これは委員長判断でそうすればいいと思うんで、もしそうならばそれが分かるような事前のお知らせをしてほしかったということです。

**○今城委員長** じゃあ、土光委員に申し上げておきます。委員会は、皆様の御意見を聴取する場でございますので、どのような内容の題名になっていたとしても、皆様の御意見を聞かないという場ではないということをお認識いただければと思います。当然、私どもの次第で皆様に御意見ございませんかっていうこと、御意見を聴取いたしますということは当然毎回申し上げておりますので、当然そういう場だということで御認識いただいて、御意見をしっかりと聴取させていただきたいと思いますので、今後もよろしく願います。以上です。

ほかにございますか。

錦織委員。

**○錦織委員** すみません、私、この資料を、昨日来たときに手元に、ああ、こんなにあるんだなと思ってちょっとびっくりしたんですけども、もうちょっと前に机の上に置いてあったかなというふうに思いますが、これはいつ、大体1週間ぐらい前っていうのが昔から、出してくださいっていうのが多分なっていたと思うんですけども、これはいつ頃に提出されたものでしょうかね。どちらのほうからでも。

**○今城委員長** どうでしょうか。これはこちらで答えるべきことだと思いますから。

坂本係長。

**○坂本議会事務局議事調査担当係長** 資料の配付のほうは、委員会の、休みの日を除く3日前の夕方には机上のほうへ配付させていただいて、PDFデータのほうも同時にサイドボックスのほうにアップしております。

**○錦織委員** こっちのほうにね。

**○坂本議会事務局議事調査担当係長** 両方です。

**○錦織委員** 両方ね。ていうと今回は……。

**○今城委員長** ちょっと待ってくださいね。

本会議の資料も、そして委員会の資料も、会議規則の中で何日前に提示をするということが決まっているはずなんです。会議規則じゃない、何だったかいな。

田村次長。

**○田村議会事務局次長** 会議規則にそこまでの日にちを明記はしておりませんが、これまでの申合せで先ほど説明したような日程で配付をさせていただいております。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 今回はもう金曜日には来てたっていう感じですかね。

**○今城委員長** 金曜日に。

**○錦織委員** 金曜日にね。

○**今城委員長** 金曜日に配付できてたってことですよ。朝にね。ということだそうです。基本が3日前までには皆様のところに、手元にどのような形でも届くことになっております。

ほかには何かございますか。

土光委員。

○**土光委員** 3日前というのは、当日を含めて3日前ということですか。どういうふうに。

○**今城委員長** 坂本係長。

○**坂本議会事務局議事調査担当係長** 当日を含まず。

○**土光委員** 含まず3日前。

○**坂本議会事務局議事調査担当係長** 含まず3日前の夕方までには、夕方には机上に配付しています。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今回のケースは土日を含まないの、当日を含まずに……。

○**今城委員長** 木曜日の夕方までにですね。

○**土光委員** 3日前の夕方までということなんですね。分かりました。

○**今城委員長** これまで同様です、扱いはね。全て同様です。

ほかにごございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ほかにないようですので、本件については終了いたします。

次に、第2期米子市自死対策計画の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施について、当局の説明を求めます。

渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** サイドボックス及びお手元の資料、第2期米子市自死対策計画の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施についてを御準備ください。サイドボックスは1ページ、紙資料につきましては裏表1枚物の1ページ目になります。

まず、冒頭お断りですが、説明及び資料中に「自殺」と「自死」両方の言葉が出てまいります。米子市では国の法令や計画等の用語を引用する際に「自殺」という表現を使用しております、それ以外につきましては「自死」と表現をいたしておりますので御了承ください。

1の概要ですが、今年度が第1期米子市自死対策計画の計画最終年度となっております、令和6年度に向けて第2期計画の素案を作成いたしましたので、パブリックコメントを実施しようとするものでございます。

次に、2の実施方法につきましては、先ほど御報告いたしました第2期米子市食育推進計画の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施についてと同内容でございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

続きまして、3の第2期計画の概要について御説明をします。（1）の経過についてですが、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画として、平成31年度に第1期計画を策定し、誰も自死に追い込まれることのない米子市の実現を目指して取り組んできたところでございます。今年度が計画最終年度となることから、第1期計画の評価、最新データ、地域の自死の実態をまとめた地域自殺実態プロファイルなどを基に、第2期計画の素

案を作成したところでございます。

次に、サイドブックス2ページ、紙の資料は裏面になります。(2)の計画の方向性ですが、自死は、健康問題や経済的問題、労働問題など、各人が抱える様々な悩みが最大化したときに起こると言われております。自死の多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的問題であることから、社会全体の自死リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るとの姿勢で、国の自殺対策大綱の趣旨も踏まえまして、本市の自死対策の方向性を示したものでございます。

次に、(3)の主な施策の体系についてです。第1期計画においては数値目標である平成25年から26年の自死者数の平均人数を基準としまして、令和5年までに自死者数を20%以上減らすという目標を立てておりましたが、これについて数値的には達成のほうはいたしておりますけれども、依然としてかけがえのない多くの命が失われている状況にございます。また、いのち支える自殺対策推進センターが各種データを独自に集計・分析し、地域の自死の特徴をまとめた地域自殺実態プロファイル2022によりますと、米子市の特徴として、平成29年から5年間で20代以上の有職、職を有する男性の自死が多いということが分かっております。加えまして、第1期計画の評価や労働者に関する関係機関への聞き取り等によりますと、課題としては、悩みを抱える方が必要なときに相談窓口や支援策などの必要な情報を得ることができるよう、周知啓発のさらなる推進をすること。それから、身近な人の異変に気づくことができる人材の育成、関係機関等との連携強化、子ども総合相談窓口や、えしこに等の相談窓口の充実と周知、こういったことが上げられます。これらを踏まえまして、第2期計画の主な施策の体系としまして、国において全国的に共通して取り組むことが望ましいとされています基本施策、地域自殺実態プロファイル2022等から本市の自死の実態を踏まえて定めた重点施策、庁内で既に行われている事業を自死対策の視点を持ってまとめた生きる支援の関連施策で構成し、自死対策を推進していくことといたしております。

(4)の計画の推進についてでございますが、第2期計画は令和6年度から10年度までの5年計画であり、毎年度点検評価を行い、市議会に報告をいたしまして施策の推進につなげていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 紙資料でいきますので、申し訳ありません。3、4、5、6ページの辺りに出てくるんですが、健康問題っていう用語が出てくるんですが、この健康問題っていうのを捉えようとするときに、何か説明が聞けるのか聞き落としたんですが、フィジカルとメンタル両方だと思っていいですね。

**○今城委員長** 渡部健康対策課長。

**○渡部健康対策課長** はい、おっしゃるとおりでございます。やはり自死に対しましては、精神的な疾患等で自死につながっているという割合が多いというふうに認識はいたしておりますが、おっしゃるように両面からの健康問題ということでございます。

**○今城委員長** 安達委員。



○**安達委員** もう1点ですが、市のゲートキーパーの役割の実績というのはどのように理解しているのかな。随分質問をしたりしているときに、ゲートキーパーの役割は重要ですよということと、人材養成も随分やっていますよということを聞いてるんですが、このことで実績という、ずばり自死対策の未然防止とかっていう役割、実績はどのようにしておられるのか、ちょっと聞き漏らしたのか、読み取ってなかったのか教えてください。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 市の職員のゲートキーパーとしての役割、実績というお尋ねだったというふうに思っております。この間、市のほうでは職員に対しましてゲートキーパー研修であるとか、または庁内職員全員が見られる掲示板等で自死対策の特集を組みまして、そういった周知を行ったりであるとか、まずは市役所の職員、市についてはいろんな方がまず相談に来られる窓口ということですので、そういった市民の方のちょっとした異変に気づくということで、ゲートキーパーとしての役割を担ってほしいということで、そういった研修等を日常いたしてまいりました。そういった中で、この各相談案件について全て記録を取っているわけではありませんので、自死につながるような各課における御相談の実績等を把握はいたしておりません。また、今後も市の職員全体でゲートキーパー等身近な相談者としての役割を担えるように、今、全庁的にも断らない相談の取組も用意できておりますし、そういったことで職員一人一人がゲートキーパーの役割を認識をいたしまして、日々業務に当たるようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○**今城委員長** ほかにはいかがでしょうか。ほかにはよろしいですか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 1点だけ御意見を聞かせていただきたいんですが、サイドブックの10ページ、11ページの部分で、11ページです。同居人の有無という表の中と、そのコメントのところ、平成25年から令和4年までの10年間では同居人ありの方が亡くなった方が多いんだけど、直近5年間で見ると逆転している年もあり、傾向が変わってきていますっていうふうにあるんですけど、これはそもそも複数世帯と独居の方の割合が同じと考えた上でこういった逆転しているというふうに見てらっしゃるのか、社会的にそもそも独り暮らしが多くなっているからということもあるんじゃないかと思うんですけど、ここだけちょっと私、はてながついちゃったんですけど、どういうふうに分析してらっしゃいますか。これはその地域実態プロファイルっていうところから出てきているものなんですか。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 素案の6ページ、サイドブック11ページでございます。カの同居人の有無の傾向が変わっていったことについての分析というお尋ねだったと思います。これ出典は警察庁の自殺統計ということになりまして、今まで、平成30年度までは同居人、同居ありの方が多いという状況ですけども、最近5年間逆転したりっていうことが傾向が変わっているということで記載はいたしておりますけども、委員おっしゃいますように、独居世帯も増えているとか様々な状況はあろうかと思っておりますけども、ちょっとそこまで、こういった原因でっていうことがはっきり分析が正直できていない状況でございます。一因としましては、おっしゃいましたように独居の世帯が増えているというようなこともあるかと思っておりますけども、ちょっとそこは今の時点ではっきり、すみません、分析等がで

きている状況ではございません。以上です。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 今、警察のデータからこのまま出されたんだなということは分かりますけど、我が市の場合、二十数件という例の中ですので、しっかりと現状はつかめているんじゃないかなと思いますので、その辺りはまた教えていただければありがたいかなというふうに思います。

サイドブックスの16ページ、続いてもう1点だけお願いします。16ページの相談事業のところ、9割が電話だったということなんですけれども、そのかかってくる時間帯であるとか、直接かかってきたときに相談対応の人が電話に出ることができたのか、出なかった場合はどのような対応をされたのかというあたりを少しお聞かせいただければと思います。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 健康対策課を窓口として実施をしておりますところの相談窓口でございます。素案11ページ、サイドブックス16ページになりますけれども、記載のいろんな方法で相談受けておりますけれども、特に電話等につきまして、はっきり時間等の統計を取っているわけではございませんけれども、何ていうんですかね、満遍なくといいますか、特に際立って何時頃相談が多いってということはないという見方をいたしております。

それから、電話が9割ということで圧倒的に多いんですけれども、やはり担当者、何人かチーム組んでやっておりますけれども、当然そういった者が不在にしている、例えば繰り返しかけてこられる方もいらっしゃいますので、不在にしているっていう場合はもちろんございますので、それについてはその担当の者から後で連絡を取らせていただくのか、またはほかにも保健師、相談受けれる者がおりますので、代わって相談を受けれるのかということで対応をいたしております。以上です。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 当局の開設時間といいますか、それは8時、すみません、調べておけばよかったですけど、軽めにしかホームページ見てなかったものですから、ちょっと確認させてください。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 電話窓口等による相談につきましては、平日の8時30分から17時15分といたしております。メールについては24時間受けることができますので、何回かメールは確認を日にしておりますので、緊急を要するものについては即対応できるようにということで体制を整えているところでございます。以上です。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 様々な相談の窓口の周知につきましては、ホームページの中で国のものっていうところをしっかりと貼り付けていらっしゃるようですし、KOKOROBOというところも見させていただいたんですけど、これら様々なところで周知をされたりティッシュを配ったりというんでしょうか、そういったところのバランスっていうのはどの部分をメインに周知されているのか、たくさんある中でどういうふうになされてるんでしょうか。

○**今城委員長** 渡部健康対策課長。

○**渡部健康対策課長** 周知の方法についてですけれども、今まではやはりそういったチラ

シだったりとか配布物、掲示物等での割合が多かったというふうには認識はいたしておりますけども、最近こころの相談窓口に電話かけてこられる方につきましても、どうやってここの電話をお知りになられましたかっていうことをお尋ねしますと、やっぱりホームページ、インターネットとかSNS系から相談したいところを探しとったりたどり着いたという方が結構増えてきている状況にありまして、やはりそういう意味ではインターネット、SNSを駆使して情報を取られる方っていうのが全体的に増えてきているのかなというふうに認識をしておりますので、特に次期計画においてはそういったSNS、インターネット系のサイトといいますか、中身の充実をさらに図っていく必要があるということで考えております。以上です。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。いろんなツール、いろんな相談窓口っていうのが24時間であったりLINEであったり、いろいろとあるそれらが多くの方々の目に触れるように、あらゆる工夫を今後もしていただければと思います。要望です。以上です。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

では、ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市障がい者支援プラン2024の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施について、当局の説明を求めます。

米田障がい者支援課長。

**○米田障がい者支援課長** 米子市障がい者支援課から米子市障がい者支援プラン2024の素案に対する意見公募の実施について御報告をいたします。サイドボックス及びお手元資料、米子市障がい者支援プラン2024の素案に対する意見公募（パブリックコメント）の実施についてを御準備ください。サイドボックス、紙資料とも1ページを御覧ください。

1、概要ですが、現在の米子市障がい者支援プラン2021を改定し、令和6年度からの新たな米子市障がい者支援プラン2024の素案を作成しましたので、パブリックコメントを実施しようとするものでございます。

次に、2の実施方法ですが、(1)の実施期間につきましては、令和6年1月18日から2月16日までの30日間としております。(4)周知方法につきましては、素案を市ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎の障がい者支援課などに設置するとともに、当課が所管しております米子市中心身障がい者福祉センター及び米子サン・アビリティーズにも設置することとしております。また、先般御質問のありました周知につきまして、障がい者支援課としましては、後ほど説明させていただきますヒアリングを行った団体、14団体ほどございますが、そちらのほうにも周知をしまして、当事者の方、またその御家族の方からの御意見も広く得やすいように周知に努めているところでございます。

そのほかにつきましては、資料に記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。策定の経過及び今後の予定についてでございます。米子市障がい者支援プラン2024の策定に当たりましては、令和4年度に当事者団体等へのヒアリングやニーズ調査を実施するとともに、公募委員を含めた14名の委員で米子市障がい者計画等策定委員会を設置し、令和5年5月からこれまで計4回の策定委員会で御検討をいただいたところでございます。今回のパブリックコメントで寄せられた御意見につき

ましては、第5回の策定委員会においてプランの修正等の要否を検討し、御意見に対する考え方をまとめ、後日公表することとしております。その上で、3月末には米子市障がい者支援プラン2024として公表を予定しております。

次に、3ページを御覧ください。米子市障がい者支援プラン2024の概要をまとめておりますので、御説明をさせていただきます。米子市障がい者支援プランは、米子市障がい者計画、米子市障がい福祉計画、米子市障がい児福祉計画の3つの計画から成っております。いずれの計画も現在の計画期間が令和5年度末までとなっております。これらの計画について令和6年4月からの新たな計画として改定を行いました。

まず、第2期米子市障がい者計画についてですが、国の障害者基本法に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、本市が取り組む障がい者施策全般に関する基本的な方向性を示す計画で、計画期間は令和6年度から令和14年度の9年間となっております。国の第5次障害者基本計画の改定内容や社会情勢の変化、本市の実情等を踏まえ、安心安全な生活環境の整備をはじめとする全10項目の分野別の取組について記載をしております。今回の改定では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行でありましたり、障害者差別解消法の改定など、国の動向や関係団体へのヒアリング、障がいのある方へのニーズ調査などでいただいた御意見を踏まえ、障がい種別に関わらない意思疎通支援の充実や、合理的配慮の提供義務化への対応、障がい福祉サービスの提供体制の充実、人材確保、親なき後への対応、地域で生活を支える支援体制の構築などについて、新たに記載をしております。

次に、第7期米子市障がい福祉計画及び第3期米子市障がい児福祉計画についてですが、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、国が示した基本指針を基本といたしまして、本市の実情を踏まえ、各種障がい福祉サービスや相談支援体制の提供体制の確保などについて定めたものでございます。令和8年度を目標年度として、施設入所者の地域生活への移行をはじめとする7項目について成果目標を設定し、その実現に向けての方策を定めております。今回の改定では、強度行動障がいのある人への支援体制の整備や、就労移行支援事業所の一般就労実績の向上、障がいのある児童の地域社会でのインクルージョンの推進などについて、成果目標の見直しを行っております。本市では、計画に掲げた成果目標の達成に向け、各種障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業並びに障がい児通所支援などの見込み量を定め、その実現のために必要な提供体制の充実を図るとともに、サービスの質の向上に向けた施策を実施することとしておりまして、これらのことにより障がいのある方が安心して暮らせる地域となるよう、引き続き取り組んでいくこととしております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 紙印刷のところで26ページに記載してありますが、放課後デイサービス1事業所って記述してあるんですが、これっていうのは固有名詞は出せるものですか。というのは、出せるものかどうか。なぜっていいますと、市内歩いてますと事業所の看板にこ

ういう見出しの事業所案内が出たり、車で車体にそういうのを書き込んでおられるところがあるんですが、そういうものは記述としては出せないですか。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** 放課後等デイサービスの事業所について、26ページの記載につきましては、こちらは主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの記載でございまして、放課後等デイサービスの全事業所の数字ではございません。

○**安達委員** うん。ので、1事業所って書いてありますが。あ、委員長。

○**今城委員長** はい、いいですか。じゃあ、安達委員。

○**安達委員** 何々事業所とかって明記できないものかどうかというのを聞いてるんですが。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** それは計画の中に事業所名を出すということでございましょうか。

○**安達委員** はい。

○**米田障がい者支援課長** それは、考えておりません。

○**安達委員** はい。

○**今城委員長** よろしいですか。

○**安達委員** はい。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

戸田委員。

○**戸田委員** 27ページの相談支援体制の充実・強化っていうことがあるんですけども、②の取組状況、体制強化に取り組みましたということなんですけども、具体的にどのような内容だったんでしょうかね。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** 相談支援体制につきましては、かねてから相談支援専門員に不足等がございましたので、議会の皆様のほうにもいろいろと御相談をさせていただいたところでございますが、相談支援専門員の人材確保に向けまして、補助事業をつくりまして、新たな立ち上げをされた事業所であるとか、そういうのをされた事業所に対して、米子市としても県と協調事業で補助金を出させてもらうというような事業をさせていただいてるところでございまして、あとは人材育成という部分も含めまして取り組んでいるところでございます。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** その人材育成っていうのはこれから拡充を図っていくんでしょうけれども、具体的に今後の取り組み方っていうのは何か想定されておられますか。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** 相談支援専門員の人材育成につきましては、米子市で基幹相談支援センターというのを設置しております。今年度、相談支援専門員の確保がなかなか難しくてうまく機能してない部分ありますけれども、ここについても来年度新たな対策を考えているところですし、今その相談支援専門員の確保できていない中におきまして、この西部圏域にいらっしゃる主任相談支援専門員という方が5名ぐらいいらっしゃるんですが、

その方ともネットワークを築いておりました、いろいろとアドバイスをいただいたりだとか、今後の人材育成であるとかってということについて御相談をいただいたり、例えば計画の立て方であるとかそういったことも、そういった知見をこの圏域の相談支援専門員の皆様で共有できるようなことを米子市の基幹相談支援センターが中心となって取り組んでいきたいというふうに考えています。

○戸田委員 分かりました。

○今城委員長 ほかにはございませんか。

西野委員。

○西野委員 紙の87ページなんですけど、すみません。サービスの見込み量っていうところで、サイドブックスって何ページ、サイドブックスしか持ってきてない人がおったら大丈夫かな。

(「紙の87は93ですか」と声あり)

93ページですね。このサービス、この表の中で上の自立訓練(機能訓練)とか全部ゼロなんですよね。何でこれが目標に見込み量がないっていうのは、ないのに何で上げられてるのかなっていうのがちょっと疑問だったのと、それの上とそれから就労選択支援っていうのは横棒っていうか、それでなって、7年、8年では何人か出てるんですけども、この違いっていうのは何でしょうか。

○今城委員長 米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 まず自立訓練(機能訓練)の見込み量がゼロということですが、こちらについては今、米子市内を含めまして事業所がないんですね。次のページの88ページのほうに、現在の米子市内の事業所数の内訳というのを載せさせていただいておりますが、現時点におきましてこのサービスを提供しておられる事業所がないということもございますので、現状としては見込み量ゼロという形で上げさせていただいているというところでございます。

あと、就労選択支援につきましては、このたびに新たにできたサービス体系でございまして、今のところ国のほうもまだ6年度から即実施という段階にはなっておりません。今のところ7年度に向けて事業を開始するということと国の方のほうも制度設計等をしておられるということとございますので、7年度からということと計画のほうに見込み量のほうは立てさせていただいております。

○今城委員長 錦織委員。

○錦織委員 それぞれ意味は分かりましたけど、その自立訓練、機能訓練の事業所がまだないからゼロなんですよっていうことなんですけど、なくていいんですかね。何かそれは必要なものじゃないかと思うんですけども、事業所任せなんですか。何か努力しておられることありますか、市が。

○今城委員長 米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 もちろん国が定めているサービスですので、あるにこしたことはないですが、事業所様は市がつくるサービスでもなくて、事業所様がつくられるサービス、実施をされるかということになります。なかなかそれを受けていただけるというか、やってみようという事業所さんがいないというのが実態のところだと思いますが、こちらについても国の、例えば報酬の体系としてあまり事業所さんにとってのものが、メリッ

トがないというようなところも漏れ伝わっておりますし、ただ、実際これを必要とされるような市民の方がいらっしゃれば、本当はあるべきだというふうに思っておりますが、その辺りについても、される可能性があるところ、事業所様、法人様とはコミュニケーションを取りながらやっていきたいというふうに思っております。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 分かりましたけど、こういう訓練が必要な人は潜在的には実際おられると思うんですけど、そういう人たちは現在は病院とかなんかで受けとられるってということなんですかね。

○**今城委員長** 成相障がい者支援課主任。

○**成相障がい者支援課計画支援担当主任** こちらに機能訓練に書いてありますような主にリハビリにつきましても、先ほど委員のおっしゃられましたように病院等でのリハビリのほかに、こちらに記載のあるサービスの中で機能訓練士等配置しておられる事業所さんがございますので、そのような中で、機能訓練の自立訓練という枠以外でリハビリ等を行っている事例がございます。

○**今城委員長** よろしいですか。

○**錦織委員** はい。

○**今城委員長** ほかにございますか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 何点かお願いします。サイドブックスの7ページなんですけれども、近年の関係法令等の状況というところで、前計画、プランと今回のプランの大きな違いとしたら、近年の関係法令のところの下に2つだというふうに思うんですね。意思疎通のところ、それから、合理的配慮というところが、前回になく今回法令が変わった中でこのプラン24に向かってらっしゃると思うんですけども、これがじゃあ今回の中にどこに出てくるのかなっていうと、間に合わなかったとか、ちょっと具体的に見えてないんですけども、3年後、次を目指されるのかどうなのかなというあたりで。文章的にはあったような、あったはあったんですけど。少しそこら辺のコメントいただけますか。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** まず、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法であるとか差別解消法の部分につきましては、障がい者計画のほうの中で文言としては追加をさせていただいている部分です。特に情報アクセシビリティのほうにつきましては、今、米子市でも手話言語条例を定めておりますけれども、聴覚障がいの方、あとは視覚障がいの方への情報保障の部分でありますとか、あとはどうしても視覚、聴覚という方がメインになりますけれども、一方では、例えば精神であるとか知的の方についてもなかなか理解が、いわゆる普通の公文書みたいなものと理解が難しいというような御意見もいただいておりますので、分かりやすい表現であるとか、分かりやすい資料の作成ということも含めてこちらの障がい者計画のほう記載をさせていただいております。具体的に何かこれをしますということまで書いてはいるわけではないですが、大きな施策の方向性としてこういったことに取り組みますという形で書かせていただいているという部分であります。あと、障害者差別解消法につきましては、合理的配慮の提供が今年令和6年の4月から民間事業者についても義務化されることにつきまして、私たちとしても周知・啓発の

部分は必要だと思っております。こちらについては鳥取県であるとかハローワークさんとかとも連携しながら取り組んでいきたいと思っております。こちらについても、そういった研修しますとかということまでは書いておりませんが、大きな方向性としては、合理的配慮の提供について市民の皆様により理解していただくということを方向性として書かせていただいているというふうに御理解いただければと思います。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** これは意見ですけれども、サイドブックの13ページのところにこの計画の基本的な考えというところが書かれていますので、このところの中に、今言った近年の法令の改正点2点を踏まえたこの米子市の障がい者計画についての考えみたいなものを少し加えられたらいいんじゃないかなというふうに思っていますので、これは意見として言わせていただけたらというふうに思います。

**○今城委員長** 米田障がい者支援課長。

**○米田障がい者支援課長** ありがとうございます。先ほどの矢田貝委員からの御意見ですけれども、いろいろいただいたところは、この計画、プラン全体の部分での総括的なところの記述でございます。先ほど障がい者計画のほうの方向性みたいなところを書かせていただいているのが、紙資料でいいますと41であるとか42ページ、あの辺りになるんですが、そちらのほうでは合理的配慮の提供のことであるとか、アクセシビリティのことであるとかということも書かせていただいておりますので、また読んでいただけたらというふうに思います。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 基本的な考えのところに入れとくべきではないかという意味ですので、これがあるというのが基本的な近年の法改正のところの項目にぷちぷちと入ってる。そのことを踏まえて今回の全体としてはこうなんだというところに一文どうかという意見です。それだけ、今の答弁でありがとうございます。

次行ってサイドブックの31ページなんですけども、就労定着支援事業所などの利用者の就労定着率なんですけども、4年度が全体の3割以上で、目標値、5年度が全体の7割以上となっておりますけど、まず3割ってところが物すごく低いなというふうに思うんですけど、その辺りの御説明、それから全体の7割以上に定着がいけるような具体的な支援策というのがあって、この3割が7割に目標設定されているのか教えてください。

**○今城委員長** 米田障がい者支援課長。

**○米田障がい者支援課長** こちらの成果目標の目標値につきましては、現計画の目標値が7割以上でございます。ちょっとお待ちください、すみません。

**○今城委員長** 米田障がい者支援課長。

**○米田障がい者支援課長** 失礼いたしました。こちらにつきましては、実績としまして前計画の目標値が7割以上のところが、現在の実績、4年度時点では3割となっておりますが、こちら就労定着支援事業所が非常に少ないということがございまして、その関係で、どうしても一つできないと数字として大きく変わるということがございまして、実績としましては、確かに目標は今、達成できてない、現状としては達成できてないところでございまして、どうしても、もともと母数が少ないところは御理解いただけたらというふうに思います。



○**今城委員長** 成相障がい者支援課主任。

○**成相障がい者支援課計画支援担当主任** すみません、先ほどの米田からの答弁に一つ追加させていただきたいです。実績のところ全体で3割以上というふうになっているんですが、もう少しだけ詳しい内訳を説明させていただきますと、県西部において就労定着率が8割以上を達成した事業所が1事業所ございまして、就労定着率が7割以上を達成した事業所が1事業所、定着率が6割以上を達成したところが1事業所というふうになっております。表でいくと8割以上の事業所を載せないといけないために、3分の1ということで3割以上ということを見せていただいておりますけども、各事業所さんの実績としてはある程度高い就労定着率を達成していただいているというふうを考えております。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** どうしてここを拾ってお伺いしたかといいますと、もしかして定着に向けてのフォローが事業の経営側からしたら何か評価に当たらずで、なかなか思うような定着への支援というのがもしかしてできないことが理由であればと思ったんです。そうであれば制度の問題なのか、もし制度でそれが拾われなくてなかなかできないのであれば市が独自にそういったフォローに対する支援制度っていうものを考えて、8割以上の定着率っていうものが実現できるようにされたらどうかなっていう思いがありましたので聞かせていただきました。御説明ありがとうございます。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

錦織委員。

○**錦織委員** 紙で17ページでサイドボックスで23ページで、この(2)の枠です、自立支援医療の状況ということで、上の表に比べて自立支援医療は、ここでは29年度から令和4年度にかけて2,000人ぐらい受給者証の交付者数が増えているんですけど、これはちょっとどういう要因があるんでしょうか。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** まず自立支援の精神通院医療につきましては、精神疾患でありますとか発達障がいの方が精神科であるとか心療内科にかかれるときの医療費を助成する制度でございまして、米子市の場合は確かにこちらに適用をされる、申請されるとか適用となる方が多いという実績はございます。私が窓口とか担当課に来ましてからも非常に毎年増えているという実感はございますので、確かに3年度から4年度の伸びがかなり多いというところはあるんですが、基本的にはずっと右肩上がりというふうに思っております。この精神手帳を取るということと、それから自立支援医療を使うということは別な制度でございまして、手帳がなくてもこの自立支援医療は使うことができますので、このような数値になるというふうに御理解ください。以上です。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 社会的にその発達障がいとか何とか、そういう認識っていうものが大体深まってきて、受給者証のほうの相談に行かれるっていうケースが多くなってきているってことなんじゃないかな。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** その辺りは、はっきりしたことは私も分かりませんが、やはり精神通院をされるということに対するハードルは下がっている部分はあるのかなと思います。

すし、米子市の場合は、開業医様も含めて医療体制があるいうところも大きいのかなというふうには考えております。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** ちょっと私さっきも言ったように、さあっと昨日帰ってから見たんでなかなか全部見れてないんですけど、この障がい者支援プランの中に、移送サービスっていうんですかね、移動、障がい者さんが車に乗ったりとかね、そういうサービスのところで何かちょっと見ることができなかつたのがずっと書いてある、ありますかね。どこに。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** 先ほど錦織委員様がおっしゃった移動支援サービスだと思いますが、移動支援は地域生活支援事業というものに該当しますんで、紙のページ数でいいますと107ページになります。サイドブックでいうと111ページですかね。(9)移動支援事業というものになる。こちらのほうの実績につきましては、サイドブックのほうで113ページのほうで対応させていただいております。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** これ、ただ、このぐらいになりますよってということだけの数字だと思うんですけど、私、議会でもちょっと質問したんですけど、もう少し充実させるような方向性っていいんですか、そういうのは何かここからは何も見えてこないんですけど、どうなんですか、どう捉えたらいいのかな。利用者数だけしか書いてないんで、これは6年度、7年度、8年度に向かってこういうふうに伸びます、少しずつ伸びていきますよみたいなことですが、今、政策としては何にも変更はないってということでの数字ですよ。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** 移動支援事業につきましては、委員様のほうからも議会のほうでも御質問いただいた経過がございます。今後につきましても、こちらとしては障がいのある方の余暇活動であるとか通院等の介助を含めまして、非常に重要なサービスだと思っておりますので、引き続き充実のほうを図るということはもちろん大前提としてはございます。一方で移動支援事業の提供をしていただける事業所さんが現状としては減っているという実態もございますので、なかなか御希望どおりに利用できないということもこちらとしても把握をしているところですので、こちらは地域生活支援事業ということで市町村事業でもありますので、提供されておられる事業所様とも、こちらとしてもしっかり情報交換等しながら、御要望等もお伺いしながら、より使える、利用しやすいサービスになるように検討はしていきたいというふうには思っております。

○**今城委員長** ほかにはよろしいでしょうか。

土光委員。

○**土光委員** まず一つは、これも全般的な共通のことになるのですが、策定に当たって、策定委員会開いたりですとか、社会福祉審議会で協議した。これはそれぞれ議事録とかそういうことはホームページで確認することはできる、公表されているのでしょうか。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** はい、議事録、ホームページのほうに公開しております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 社会福祉協議会に関してもそう思っているんですか。

(「審議会」と声あり)

ああ、審議会、社会福祉審議会。

○**今城委員長** 中本福祉政策課長。

○**中本福祉政策課長** 社会福祉審議会につきましても、議事録を作成してホームページに掲載しています。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** それからもう一つ、これは要望なのですが、例えば、ちょっと今、発言でするといくのかな。18ページでサイドブックで24ページ、こういった表がありますね。中身についてではないのですが、年度表記で例えば29年度、30、元年、から4年度。これって例えばぱっと聞かれて、平成29年は今から何年前といっても普通誰も答えられない、答えることができないと思います。だから、こういった、特にまたがるやつは西暦の併記をぜひお願いしたいのですが、必要なところを。全てとはいいませんけど、ちょっと紛らわしいところは西暦の併記をしていただけないでしょうか。大体、題名だって支援者プラン2024ですよ。だから、その辺の配慮はしていただきたいと思うんですが、要望ですがどうですか。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** 御意見として承りました。庁内でまたその辺りは考えたいと思います。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

○**矢田貝委員** 1個だけ。すみません、すみません。最後に1個だけ。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 災害のことについてなんですけれども、54、55。55、56、サイドブックでいったらその辺りになると思うんです。訓練がですね、障がいの方も参加してというような、障がいの方にも声をかけて参加をしていただくというようなずっと姿勢で来てると思うんですけど、障がいがある方を対象とした訓練っていうものをぜひやっていくべきではないかなと。そこをメインにした訓練のほう、どんどんしていくべきじゃないかなっていうふうに思っているのと、それから福祉避難所等につきましても今回の地震でもいろいろな議論になっていますので、さらっと今後の取組っていうふうに書いてありますけれども、合理的配慮がしっかりできる避難所っていうところ、そしてヘルプマークの逆マークといいますか、安心して避難して行っていいんだというような合理的配慮が優先的にできるよっていうような、もともとのスペースというか避難所っていうような表記も市で独自に考えるとかしていただきながらしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思うんですけど、この辺り、少しコメントいただければありがたいです。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** 避難訓練のことにつきましては、委員からいただいた御意見はこちらのほうとしても受け止めたいというふうに思っております。このたび、避難行動要支援者の関係では、長寿社会課さんとかとも連携、あと防災安全課とか地域振興課とも連携して訓練等も行う予定にしておりますので、その辺りも含めて今後も避難訓練の在り方は庁内で考えさせていただけたらというふうに思っております。避難計画につきましては、こちらとしてもなかなか私どもだけの話ではございませんが、どうしても特に障がい

ある方、特性とかもありますので、安心して避難できるっていうところは大きなポイントだと思っておりますので、なかなか答えがすぐ見つかる話でもないかもしれませんが、その辺りも含めて検討はさせていただきたいというふうに思っております。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

ないようですので、本件については終了いたします。

あと12時まで10分ほどですが、このまま続けさせていただいてもよろしいですか。皆さん、よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城委員長** では次に、第9期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係るパブリックコメントの実施について、当局の説明を求めます。

足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** そうしますと、長寿社会課のほうから第9期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係るパブリックコメントの実施について、御報告をさせていただきます。資料のほう、サイドブックス及びお手元の資料、第9期米子市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に係るパブリックコメントの実施についてを御準備ください。

サイドブックス、紙資料ともに1ページ目でございます。まず1の概要でございますが、令和6年3月に公表予定の本計画の素案についてパブリックコメントを実施しようとするものでございます。

次に、2の実施方法でございますが、(1)の実施期間につきましては、令和6年1月18日から令和6年2月16日までの30日間でございます。飛びまして、(4)の周知方法につきましては、長寿社会課の所管施設を含めた記載の各所及び市ホームページでの閲覧によって行います。その後につきましては資料に記載のとおりでございます。

続きまして、3の計画の概要でございます。この計画は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画として取り組むべき課題を明らかにし、目標を定めるものでございます。第9期の計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間で、第8期の計画を見直し、新たに策定するものでございます。

次ページ、(1)でございますが、計画の基本理念を、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、生きがいを持ち、自分らしく暮らせるまちづくりとしております。

本市の高齢者の状況といたしましては、(2)の上の表を御覧いただきますと、今後も高齢者人口は増加する見込みで、特に75歳以上である後期高齢者の割合が高くなることから、要支援・要介護認定者や介護サービスの利用者も増加すると見込んでおります。その下の表ですが、1か所ここで訂正をお願いしたいところがございます、一番右側の西暦でございます。2024年となっているところは2040年の誤りでございます。おわびして訂正いたします。この表にありますように、介護サービス費等につきましても増加を見込んでおります。

(3)の施策の体系でございますが、基本理念の実現に向けて4つの基本目標を定めますとともに、12の施策の柱に基づき施策を展開し取り組んでいく考えでございます。さらに、特に重点的に取り組むことが必要な施策について、重点項目として設定しております。同ページの下にあります②施策の柱のうち二重丸をつけているものが重点項目でござ

います。健康寿命を延伸し、介護給付費の増加抑制を推進するための1番目の社会参加・健康増進の推進や、2番目のフレイル予防の推進。次のページになりますが、昨年6月に制定され本年1月に施行された認知症基本法を踏まえ、認知症の人が尊厳や希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けた6番目の認知症施策の充実。近年の高齢多死社会の進行に伴う在宅や施設における療養やみとりの需要が増大していることに対応するための、8番目の在宅における療養・みとり体制の整備。そして、今後も介護サービスの質や量を確保していくための、9番目の持続可能なサービス提供体制の整備。計5つの柱について施策の強力な推進を図ります。

続きまして、(4)の介護保険料基準額についてでございます。介護保険料の改定につきましては市議会の議決が必要でございますので、条例改正案を3月議会に上程することとしております。現時点で介護保険料を試算しましたところ、先ほどお話ししましたとおり、介護に係る費用は増加傾向にあり介護保険料の増額を見込まれるところでございますが、必要な介護サービスの質及び量を確保しつつ、介護給付費の増加抑制に向けた施策に取り組むこと、加えて第9期介護保険給付費等の増によりまして、必要とする介護保険料の増加分について介護保険給付費等準備基金から充当することで対応できる見込みであることから、第9期の介護保険料の基準額を6,480円とし、第8期と同額で据置きとする考えでございます。具体的な基金の充当額につきましては、基金の第8期末の残高を約16億円と見込んでおりまして、そのうち約7億円を充当する見込みでございます。

最後に、4の策定委員会の実施状況でございますが、この計画の策定に当たりましては、学識経験者や保健福祉団体を代表する方、老人介護サービス事業者を代表する方、公募委員を含む被保険者・介護者を代表する方の計22名で構成されます策定委員会を令和5年5月から12月まで計5回開催をいたしまして、委員の皆様から御意見をいただきながら計画の素案を作成したところでございます。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 紙資料、印刷物では48ページになりますが、3の介護人材が働きやすい地域づくりという表題のところですしけれども、このような表記でありますけれども、もう少し具体的にはどのような扱いで取り込まれようとしているのか、どっか書き込みがしてありますか。ちょっとこの表題だけで読み取ってしまったんで、人材の地域づくり、働きやすい地域づくりというのは、具体的に市はどのように捉えてどのような取組を現に計画的に取り込まれようとしているのか、少し分からなかったんで教えてもらえますか。

**○今城委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 紙資料でいきますと48ページ、サイドブックスですと57ページになります。介護人材が働きやすい地域づくりというところのもうちょっと具体的な内容ということでございますけれども、そこに2つ項目として上げさせていただいております、地域包括ケアシステムの普及啓発ということでございます。今も地域包括支援センターを中心に、こういった普及啓発を進めておるところでございます。また、ケアマネジャー等、居宅介護支援事業所の連絡会等も含めて、そういった啓発を進めているところでござい

す。こういったところを、ケアマネさんの例えばその支援というところも含めまして、これからいろいろと御意見等をお伺いをしながら働きかけを進めていきたいというふうに思っています。また、そこにも書いておりますけれども、広報よなご等、様々な場面を活用しながら地域包括ケアシステムの理解を広げていくことを考えておるところでございます。

また、2番目の地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実ということですが、これも先ほどちょっと触れてしまいましたが、ケアマネジャーへのサポートということ地域包括支援センターのほうが中心となってやっていくということをごさいますして、そういったところの市としての支援ということをやりたいというふうに思っております。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 課長が最後のところで言われた、市が具体的についていうところの中身がもう少し表に出てくるかなと思って答えを期待したところです。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

錦織委員。

○**錦織委員** 11月、最後の最後っていうか12月の策定委員会にはちょっと行けなかったんですけど、11月の策定委員会的时候に、なかなかいろんなことがちょっとできてないなということ、すごい、これはできるんだろうかと思って心配したら、何かまとまって総力を結集してつくられたなというふうに思いましたけど。お尋ねするのは介護保険料の収納率の向上というところで、紙61ページ、サイドブックスは70ページなんですけど、これは年金天引きが大体多いと思うんですけど、差押えっていうものは実際にはあるんですかね、滞納差押えみたいな。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 保険料の収納率の向上のところで、差押えがあるかどうかという御質問ですが、現在、差押えをしているというものはないところでございます。

○**錦織委員** はい、よかったです。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** まず、サイドブックス26ページなんですけれども、シルバー人材センターのところとボランティアのことが書いてありまして、地域で介護専門職が不足する中で、できる生活支援、支え合いついていうのを考えていこうというふうに捉えたときに、シルバー人材センターをもう少しうまく活用して、そのプレーヤーが高齢者じゃないところも含めてうまくできないのかなというふうに考えてるんですけど、その辺りこの9期の中で、9期期間中に具体的に検討されていくようなお考えはありませんでしょうか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** シルバー人材センターの活動の支援のところに関するところだと思います。今、実はシルバー人材センターの事務局ともいろいろ話をさせていただいて、何かこう、何ていうんでしょう、新たなその活動といいますか、そういったところできないかというところで一緒にちょっと話をさせていただいてるところでございます。まだ具体的にどういったことができるという形にはなってございませんけれども、そういった

シルバー人材センターというその機関をうまく活用してといいますか、うまく将来的にこういったもので活動していただけるような支援と一緒に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 南部町が、おしごとコンビニっていうのを町とNPO法人か何か、立ち上げられまして、仕事とプレーヤーとのマッチングをするっていうところをうまくされてるようです。全国検索しますと、やっぱり小さい町だからできるんであって、米子の規模になってそれが生きるかというのは分からないんですけど、考え方としては、その基幹の役割をシルバーが果たしていくっていうところでは、米子版のものを考えていくっていう意味では、ぜひ今後、前向きに新しい支え合いの在り方っていうのを考えていただきたいなと思います、要望です。

32ページです、フレイルの点なんですけども、聴覚のところは1か所でした、出てきたのがですね、聴覚フレイルっていう視点で書いてあったかなと思うんですけど、ぜひその中で聴覚検査、実施に至るまでのところを、身体的なフレイルっていうところだけではなく、社会参加という視点からしても、そういった機会を通して聴覚検査を普通に取り組んでいけるような、チェックリストではなくてですね、後押しできるような具体的な取組にしていきたいと、言語聴覚士も米子市も関係を既に構築されているっていうふうに聞いていますので、その辺りも考えがあれば教えてください。

**○今城委員長** 頼田フレイル対策推進課長。

**○頼田フレイル対策推進課長** 今、委員御指摘のところですよ、私どものほうは、フレイル対策推進課のほうでは、そのチェックシートのほうで、まずは広く皆さんのほうに関心を持っていただくというところの啓発の部分を担当していこうとは思いますが、先ほど言われる、その聴覚検査といういわゆる検診の項目のほうに含むかというあたりについては、健康対策課のほう含めて検討してまいりたいというふうに思います。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** ぜひよろしく願いいたします。

あと、認知症のことですけれども、チームオレンジを地域ごとに展開していくというところで、6年度が2地域となっていますけど、これどうして段階的になっていくのかってあたり。包括ごとということなのかなと思ったりするんですけど、少し詳しく御説明いただければ。46ページですね、すみません。

それと、これは本会議でも言いましたけど、認知症基本法を踏まえて、やっぱり単独で認知症については支援計画をしないと、若年性認知症の方のことまでこの高齢の施策の中で入れていっちゃいます。認知症のことをしっかりと柱に取り組みれたっていうのはすごく評価したいと思いますけど、少し無理があるかなと思うんですけど、この点2つ教えてください。

**○今城委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** チームオレンジのこれからの展開というところだと思いますけれども、今、そのチームオレンジにつきましては、特段その包括単位でというところではないですけれども、少しずつそういった場を広げていきたいというところで、そういう設置数の目標をさせていただいてます。このチームオレンジのほうは、構成員となります方、

主に考えてるところは、やはり認知症サポーターになられている方などが活躍できる場としてもチームオレンジというものを考えておるところでございますので、そういった認知症サポーター養成講座、また、そのステップアップ講座等もやりながら、そういったチームオレンジという形を少しずつでも設置していけたらというようなことで考えておるところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** すみません、どこかページがあるということではなくて、認知症基本法を受けましてこの計画から取り出していくべきではないかという、若年性というところを含めて柱に大きく据えられたってということ、思いは評価させていただくところでありませけれども、今後、もし本会議の答弁以外にお考えが、現時点でお聞かせいただければと思います。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 認知症基本法を踏まえた計画の位置づけということだと思います。基本的にこの第9期の計画をつくるときに、認知症基本法の内容をできる限り反映するようなところで素案をつくらせていただいています。かなり盛り込んだつもりでおるところでございます。ただ、この計画の中では、その基本計画、認知症の計画という位置づけは実はしていないところございまして、今後、各市町村でつくるその認知症の計画の盛り込む要素というところは、これから国のほうからいろいろと示されてくるころではあると思いますので、そういったことも含めオレンジの会のほうでも検討させていただきながら、この米子市としては認知症の基本計画の位置づけっていうのは考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ぜひ、鳥取県とも連携していただきながら、この今回のパブリックコメントの4件も、やっぱり集中して国のいろんな法改正のときに合わせてスタートされてるので、じゃあ次のタイミングっていうと、この認知症についてはやっぱり1年単位が勝負だと思いますので、そういったタイミングを待たずに本市が鳥取県にもしっかりと働きかけていただきまして、認知症の支援の計画について市町村と県の独自の策定、努力義務だと思いますので、ほかのパブリックコメントに向かわれたときのような勢いを持って取り組んでいただきたいと思います。要望です。

○**今城委員長** ほかにございますか。

錦織委員。

○**錦織委員** 今回、介護保険料、据置きということになって値上げしなくてよかったなどは思うんですけど、この基金が16億円あって、今後3年間ここから7億円を使って値上げを抑えて据え置きますってことなんですけど、前から、この16億円を使って引き下げられないかっていうことを私らは言ってたんですけど、そういう意見というのは策定委員のほうから、委員会のほうでは出ませんでしたか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 保険料の基金を使った引下げというお話です。策定委員会の中では、今より下げたほうがいいのかという御意見というのは特段なかったように私は記憶しております。ただ、将来的に、やはり例えば下げたときに、今度、さらに先の10



期を迎えたときに急激にまた保険料が増えると、9期で下げたことによって今度は10期がすごく跳ね上がるというようなことがあってはいけないということがありますので、やはりある程度残しつつ、10期の激変緩和も考えながら、その辺のところは検討してほしいという御意見をいただいたところでございます。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 私の聞いたのは、町のほうでは介護保険料を下げるってということが実際にされておったので、ちょっと米子市でも検討できないかなっていうふうに前から思ってたのでちょっと聞いてみました。以上です。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

土光委員。

○**土光委員** 紙資料で39ページ、サイドブックで48ページ、これちょっと発信します。ここでの認知症高齢者等事前登録制度からGPS機器購入等の補助、これ今、多分もう実施されているというふうに、ではないかと、そういう前提でお聞きします。この登録制度でここに書いてあるのは、米子警察署と共有ということを書いてますが、実際、いろんな事例見ると、いなくなる、行方不明になって、それが例えば米子市だったら米子市外に出るとか、県を超えてとか、だから行政を超えてこの登録の情報というのは共有する必要性があるというふうに言われていると思うんですが、今はどこまで共有されてるんですか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 認知症の方の行方不明の情報共有のところの話だと思います。これにつきましては鳥取県のほうで、すみません、ちょっと名称忘れまして、ガイドラインを定めておまして、このたびまた改正をされています。県をまたぐようなときには、県のほうから近接、近隣の県であったりとかっていうところに情報共有をします。それが今まである程度期間があったんですけども、それを短縮して、できるだけ早い段階での情報共有をするようなガイドラインに県のほうに変更されておられまして、それに基づいてそういった共有を行われているということでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今のは県のガイドラインで、県をまたいで情報共有するという話でという答弁。例えば鳥取県内に関しては、例えば米子市でこれ登録すれば、鳥取県内では共有されているんですか、今。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 今の時点で、米子市から直接県下の市町村に情報共有をするということには行ってないところです。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、まず概要知りたいんですが、米子市でこういった登録をするとその情報は米子市内だけ。例えば隣の安来とかそこまでは、それは県もまたぐけど隣の市町村には、今、現状としてはその情報は共有されていないですか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** はい。この登録制度につきましては、米子警察署と共有をすることになっています。これはまた、警察の内部の中での情報共有はございますので、そういっ

た経路からも共有はされているところというふうに認識しております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 多分、米子警察署管内は当然共有されている。ちょっと管内がどこからどこまでか正確に分からないですが、でも隣の警察署、米子警察署は警察署としてその情報は、ほかの安来とか倉吉かな、そういうところ共有されているんですか、それとも、その辺は、いるのですか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** すみません、先ほどの話につきましては、あくまでも行方不明になったときの話でございますけれども、行方不明になったときには、米子管内だけではなくて警察の中でのその情報共有が行われているというふうに思っております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** これは要望ですけど、行方不明になって、要は早期に情報を共有して捜すというのが一番重要だというふうに言われてて、だからこういったせっかく登録制度があるんだったら、もうそういうことが起こる前に情報は広く共有をするという、そういうことにしたほうがいいのではないかと思いますのでちょっと質問したんですが、どうですか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 事前に広く情報共有したほうがいいのではないかとということでございますけれども、これにはどうしても個人情報の扱いというのが出てまいりますので、その辺につきましては、米子警察署とはそういうやり取りもさせていただいておりますので、事前に情報共有をさせていただいてるところでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** もちろん個人情報とかあると思いますが、もともと登録をするというのは、そういった情報を共有してほしい、いざというときに。そういう意向が背景にあると思うんで、できるだけ広くそういった情報が共有できるような制度になればいいのではないかとこの意見です。

それから、もう一つ、GPS機器購入費、これ大体どのくらいするものか。じゃ、補助するというのは補助率どのくらいのか、それから、今、米子市でこの実績は何件ぐらいあるのかというのを教えてください。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** GPS機器購入費等の補助につきましてはですが、実は今、実施をする直前でございます、まだ準備段階でございます。これから広報してこの助成制度についてはお知らせさせていただくというところで、実績は今の時点ではゼロというところでございます。

○**今城委員長** いいですね。どっち、答弁があるっていうこと。

じゃあ、土光委員。

○**土光委員** 質問の確認。分かりました、これからだから件数はないと。大体補助率どのくらいを考えているのですか。

○**今城委員長** 足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 申し訳ございません。ちょっと今、資料を持ってきておりませんでしたのであれでしたけれども、たしか計画の中では補助率は一応10分の10で、ただ、

上限を設けているところだったというふうに記憶しております。

○土光委員 分かりました。

○今城委員長 ほかにはございますか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 ないようですので、以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午後0時19分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 今 城 雅 子